

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和6年3月5日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（9名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

副議長	田中	香澄
-----	----	----

6 出席説明員

成澤 廣 修	区長
佐藤 正 子	副区長
加藤 裕 一	教育長
大川 秀 樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘 一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
多田 栄一郎	子ども家庭部長
新名 幸 男	教育推進部長

横山 尚人	企画課長
猪岡 君彦	政策研究担当課長
進 憲司	財政課長
日比谷 光輝	広報課長
武藤 充輝	総務課長
篠原 秀徳	子育て支援課長
宇民 清	教育総務課長兼真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長	小野 光幸
議事調査主査	下 笠 由美子
主任	糸日谷 友

8 本日の付議事件

- (1) 付託議案審査
 - 1) 議案第79号 和解について
 - 2) 議案第80号 和解及び損害賠償額の決定について
- (2) 理事者報告
 - 1) 子ども医療証印字不備による再送付の対応について
- (3) 一般質問
- (4) その他

午後 4時07分 開会

○浅川委員長 それでは、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査2件、理事者報告1件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されますように御協力をお願いいたします。

また、宮野委員から着座にて発言したい旨の申出がありましたので、よろしくをお願いいたします。

○浅川委員長 それでは、付託議案審査2件に入ります。

議案第79号、和解について。

報告事項1「子ども医療証印字不備による再送付の対応について」が本議案に関連するため、先に当該報告を受けた後、議案の提案説明を受けます。その後、一括して質疑し、態度表明を行うことといたします。

それでは、報告事項1の説明をお願いします。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 それでは、資料第1号、子ども医療証印字不備による再送付の対応について、御説明いたします。

1、概要でございます。

令和5年9月15日、区が子ども医療証外1点を対象者に送付したところ、子ども医療証の有効期間等の印字部分に不備があることが、受け取った区民の方からの指摘により判明いたしました。子ども医療証外1点は、委託契約した事業者が印刷・封入・封かんの上、区に納品したものでございます。

医療証の具体的な不備は、有効期間が正しく表示されていなかったこと、発行者名及び交付年月日が空白であったことの2点でございます。当該不備を把握した直後、直ちに適正な医療証の再作成を協議し、当該事業者において再作成した医療証を対象者へ再送付したものでございます。

2、原因でございます。

医療証の一斉発行に伴い、印刷物納品時に印字部分に不備がないか確認すべきところ、区

及び事業者の双方において確認作業が不十分であったためでございます。

仕様書上は、事業者が印刷された原本を区に提出し、原本のチェックを区が紙で行うべきところ、事業者が紙印刷での提出を行わず、データ上で校正を区に依頼し、また区側においても、紙で印刷された原本にて確認を行うべきところ、データ上での校正のみで、これを了としたものでございます。

3、和解案の内容でございます。

今回の再送付に当たり、区と事業者との間で、以下のとおり和解いたします。

(1)区と事業は、本事案により生じた追加費用が、区において240万2,400円、事業者において110万8,685円の合計351万1,085円であることを確認いたします。

(2)区及び事業者は、当該追加費用につき、区が101万1,085円を、事業者が250万円を、それぞれ負担することを合意いたします。

(3)事業者は、区に対し、本件不備に係る精算金として139万1,315円を支払うことといたします。

以上、3点を和解案の内容といたします。

4、再発防止についてでございます。

まず、(1)契約の仕様書の記載内容に不備がないことの確認を、係全体で行ってまいります。

(2)担当者が契約制度や契約内容について熟知するとともに、事業者に対しても、進捗状況の確認を徹底してまいります。

(3)契約期間中の校正業務や進捗確認等は、担当者が単独で行わず、複数人で行ってまいります。

このような事案が発生したことについて、深くおわびを申し上げますとともに、再発防止に向け、さらなるチェック体制を構築してまいります。

説明は以上でございます。

○浅川委員長 続いて、議案第79号の提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました議案第79号、和解についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集41ページ、データでは45ページを御覧ください。

和解の内容につきましては、印字不備により生じた追加費用351万1,085円のうち、区が

101万1,085円、相手方が250万円を負担することに合意し、精算金として、相手方が区に対し139万1,315円を支払うことを約するものでございます。

以上、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものです。よろしく御審議の上、原案どおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 この記載のほうには、印字の不備と記載されていますけれども、これは印字の不備というよりも、必要事項の欠損だと思います。いかがでしょうか。

それともう一点、入札結果調書を見ました。そうすると、この入札結果調書には、支払い条件として、検査完了後、一括支払いとなっております。この検査完了後の検査というのは、いつ、どのように行われたのでしょうか。

それと、この経過を見ていますと、9月15日に納品になっております。そして、送付も同日の9月15日、納品されたものをその日に送付している。この現物確認や検査・ダブルチェックはどのように行ったのでしょうか、伺います。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回の印刷の不備と申しますか、実際は本来印刷すべき場所になかったということで、今回不備というふうに表現しておりますけれども、委員の御指摘のとおり、そういった表現の考え方もあるのかなと思っております。

また、検査等については、本来であれば、きちんと郵送前に現物を確認した上で、お送りするのが筋でございますが、今回、そういった部分についても省略した形で進めていたという部分もあるかと存じております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 現物確認や検査・ダブルチェックはどのように行ったのか、今、お答えいただきたいでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほども御説明申し上げたとおり、本来であれば、紙で印刷したものを実際事業者のほうから区側に提出され、職員が直接、紙で印刷したものをチェックするというのが本来あるべき姿でございますし、そうすべきというところでございますが、こういった部分、本来、紙で確認すべきところ、データの形で、メール等で送付されたものを、現場の職員がメールで目視しただけで、了としてしまったものということでございます。

また、ダブルチェックについては、今回、この事案に限らず、メイン担当、サブ担当と2名体制で行ってございまして、本来であれば、こういった作業等についても、全ての工程において、メイン担当者とサブ担当者の2名でチェックすべきところですが、今回のこの校正業務においては、メインの事業者が単独で行ってしまったというものでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 メインの方が単独ということなんですけれども、職員の方の力量等も関係すると思うんですけれども、メインの方が若かったか、ベテランの方だったかは存じ上げないんですけれども、その職員への指導に問題はなかったか、適切に指導していたか。

あともう一点、区として、印刷会社のチェック体制、印刷会社に実際入ってチェックしていたとか、そのような踏み込んだチェック体制はしていなかったのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 本来であれば、そういった部分についても、チェックという観点では、メイン担当者とサブ担当者が確認をした上で、課長まで決裁を採るわけでございますけれども、その部分においても、係長の部分においても、校正したもののプリントアウトしたものをチェックに回し、それを係長、そして私のほうまで決裁を採ったということでございます。こういった部分については、本来であれば、我々のほうからきちんと現物も拝見をした上で指導すべきところですが、その部分も今回については漏れていたというところがございます。

また、印刷会社等については、本来であればそこまですべきという部分ではございますが、印刷を生業とされている方々の業務でございますので、その部分については、我々としても一定信用していたという部分はあるかと存じます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 区民からの指摘により判明となっておりますが、区民からの問合せというのは、やはり子育て世帯、若いお母さんたち、本当に子どもに一生懸命な時代なので、相当な強い抗議があったんだと思います。ちょっとその点について伺いたい。

あと、再送付されて、確かに10月1日からの使用には間に合っちはいるんですが、最初に送られて、文京区から離れて、それで誤ったものを使ってしまった。このことでトラブルななかったのでしょうか。そして、その医療証でも有効であったか。それを確認します。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、区民の方からの御意見ですけれども、区民の方からの御指摘に

より、今、この件が発覚したわけですが、表示がされていない部分について、お問合せは多数ございましたが、この部分についての厳しい御意見というのは、一、二件ほどだったかというふうに残っております。

また、万が一、誤った医療証のまま医療機関等に受信をされた場合においても、きちんと正しいものとして扱っていただくように、文京区医師会等、小石川医師会等を通じて、各医療機関のほうにもお知らせをした上で、適切に使っていただくような形での運用を行ったものでございます。

また、その部分についても、各医療機関等にも御理解いただきまして、今回、そういった部分で、医療証が使えなかったというような事例はないというふうに認識してございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 すみません、ちょっと先ほどの課長さんの答弁というか、ここの経過の中なんですけれども、確認なんです、PDFで点検して見落としたということでもいいんでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほどデータというふうに申し上げましたが、この部分はPDFの形での確認をしたところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 仕様書では、紙で点検となっているので、PDFで点検したということでは、仕様書どおりにやっていないということで、契約不履行になるのではないのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 仕様書には確かに、紙での確認をするというふうにございまして、この部分については契約不履行ということですが、この部分についても法務担当とも相談をしまして、どういう形で契約を進めるかということについて協議をしまして、1回目の部分については、誤った形で送付されてしまいましたので、追完行為という形での契約という形で、今回、進めさせていただければというふうに考えてございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 契約不履行ということによろしいんでしょうかね。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 いえ、不履行ということではなく、1回目また2回目のものを合わせた形で契約という形での、1回目の印刷と、あと2回目についてはやり直しという形で、合わせた形での今回和解の提案という形でございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 1回目は不履行だったということによろしいでしょうか。そこだけお答えください。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 不履行ということじゃなく、検査において不合格だったという形での進め方をしようと考えてございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 次の質問に移らせていただきます。

昨年8月25日も児童手当認定申請書類の誤送付がありました。それで、追ってみると、令和4年3月17日も改定通知の誤送付など繰り返しております。そのときに解決策として、チェックをしっかりとやっていく、チェックを確認していくということですが、本当に繰り返して同じミスをやっております。抜本的に職員が不足しているのではないかと、人員不足が大きく影響しているのではないかと伺います。

それと、こちらも入手できたんですけども、誤送付で送ったものと新しく送ったものがあります。こちら、公印が押してあります。ちょっと公印について確認したいんですけども、文京区公印規程というのがあります。それで、定例的かつ定型的で一時に多数印刷した発行する文書は、公印を押印すべきものに、総務部長が適当と決めたものには刷り込んで送付していいということにはなっております。ただ、公印の責任者なんですけど、公印管守者ですね、管理、守る者は、子育て支援課長となっております。やはり、この印が押してある限り、子育て支援課長が全面的にこの公印の管理、守るべき役目があると思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、今回、職員の体制についてですが、お子さん、その保護者の方々などの個人情報を守るために、職員は、基本的には二重、三重、場合によっては四重のチェックをすることで、こういったリスクを防ぐようにしてございます。ですが、今回、ちょっとこういった部分も漏れてしまった部分というのは否定できないと思っておりますが、決して人員不足ということじゃなく、人員については、適正な人員で行っているものと認識してございます。

また、公印の取扱いにつきましては、委員の御指摘のとおり、私、子育て支援課長がしっかり責任を持った上で、押さえるべきものというふうに認識してございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 やはり、人員は適度だとおっしゃっていますが、人員不足や職員育成が足りていないなどの構造のミスが起こったと言えるので、やっぱり人員の確保、職員の育成など、抜本的に見直す必要があるのだと思います。これは意見ですけれども、これだけミスを繰り返していることは、やはりあり得ないというか、あってはいけないことだと思います。

最後の質問なんですけれども、このことについて、区民の皆様へお知らせしているのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、事案につきましては、発覚後、直ちにプレスリリースを行い、ホームページ、あとメディアへのプレスリリース等を行っております。また、今回対象とされました約3万4,000人の方々については、個別に郵送にてお詫び文とその再送付のお願いをさせていただいて、お知らせしているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 発生した費用については、区民の皆様にお知らせしているのでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回の賠償部分については、まさにこの文教委員会でお知らせをしているものでございまして、特にこの部分については、金額等についてのリリースを行う予定はございません。

○浅川委員長 千田委員、そろそろまとめてください。

○千田委員 はい、これで最後になります。

やはり、これだけミスを繰り返して、この100万円も区民の税金を使った、100万円以上も余分に使ってということになっています。現物を一目見ていけば、この100万円は発生していません。やはり納税者である区民にも知らせるべきです。区報などに載せるなどして、やはりお詫びと、このいきさつなどを区民の方に知らせるべきだと思います。

以上です。

○浅川委員長 要望でよろしいですか。はい。

白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。

今回の件につきましては、私の娘も頂きましたので、ついに文京区でこんなことが起きるのかとびっくりした次第です。

当時は、今、話があったように、誤送付というのがあって、過度な子育て支援策の国等の事業もあって、大変な作業の中での、また別の形で発覚してしまった残念な案件だと思っています。

先ほど来、質疑を聞いていて、PDFデータでのやり取りがあったと。今後、区の中でも、そういうDXを活用した中での委託業者とのやり取りもあるのかもしれませんが、一番最初には、契約上の紙面での確認というのが、PDFという形で行われたと。まず、PDFで送られてきたときに、そこには印字があったのか、なかったのか。その事実はどうなんでしょう。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回の印刷方式としては、台紙に区長名と有効期間等を印字する仕組みとなっていて、それを合わせた形でのスキャンをされていたということで、見た目上は正しく区長名も日付も表示されていた形での送付となっているものでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 分かりました。まず、そこでは事実確認ができていたということがあったとしても、そこは本来あるべき姿でなかったことをやってしまったという中では、担当課としてはどのように今回の案件を考えているのか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、私も含めまして、チェック体制が不十分であったこと、また現場の職員においても、仕様書をしっかり読み込まずに、本来、紙で出すというのは、本当に我々所管課においては必須であるものである部分の認識が十分でなかったということについては、その責任は少なくないというふうに考えてございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 本当に読み込みが足りなかったのか、それともこの程度だったらいいのかというふうに考えた担当者がいらっしまったのかはそこまでは分かりませんが、必要に応じてその契約内容が決まっているわけなので、そこはぜひとも徹底していただきたいというふうに思います。

この案件が出てきて、その後に、委託業者さんとのこの金額についてのやり取りに入っていかれたわけですが、本来、向こうは契約違反、でもそれは、区のほうが承認してしまったがゆえに印刷までいってしまったという事実があるわけだから、法務上のことはちょっと分からないんですけども、本来だったら5対5の過失なのかなんていうふうにも考

えられるんですが、その辺のこの金額の在り方というのは、どのように御議論されて決定されたのか、教えてください。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回の和解に関する内容ですけれども、今回351万円ほどの損失が出てしまっているというところで、この部分について、事業者のほうから250万円まで支払いをしたいというお申出を受けまして、この金額の妥当性について、本区の総務部法務担当の副参事、また外部の法律事務所等にも相談いたしまして、この金額の妥当性について協議をいたしました。その上でですが、仕様書上に書かれている、紙で提出をするという部分について、事業者のほうで、その部分はある程度すべきところをしっかりとらなかったというところ、また事業者のほうにおいても、印刷を本来の業務としているところであれば、そういった部分の現物での確認というのは、商法上も商慣習上も当然というところで、印刷事業者の責任のほうにより重いだらうというところのお話をいただきました。

ですが、区としましても、本来チェックすべき部分をしっかりとしていなかったというところも少なくないというところで、この250万円のお申出については、ほぼ妥当ではないかという御意見もいただきましたので、今回、和解の内容を提案したものでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 そうすると、車の事故でいえば、過失割合という形になってくるかと思うんですけれども、過失割合的に妥当であろうというふうな判断がされたという形なのかなというふうに認識しますけれども、委託業者さんから先に250万円の支払いをしたいといったところは、うちが照らし合わせたところ、それは妥当性が法律上あるだろうというふうな認識なので、きっと向こうも弁護士さんにも相談をし、どのような対応をしたらいいかという形で、提示されてきたのかなと思います。

今後のことについてもそうなんですけれども、今回は本当に大事な子どもたちの命を守る保険証というものが使われるときには、期日までには間に合ったというところで、一安心はしていますけれども、そういう大切な分野を皆さん方が担っているということの職務の重さをしっかりと把握した上で、今後の業務に当たっていただけるような、課をまたいだ中でもちゃんとした指導をしっかりと行っていただいで、今後このようなことがないようにしていただきたいと思います。

また、過失の割合についての妥当性について、今、御説明がありましたので、その辺については理解をし、進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 千田委員が大分お聞きをしましたがけれども、この事業者については、今年だけではなくて、前年もこちらの事業者で仕事をしていただいているということで、そういう確認でよろしいですか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員の御指摘のとおり、本事業者については、2年目、2回目の印刷ということでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 2年目ということで、そこにちょっと慣れみたいなものも生じていたのではないかなという、やっぱりそういう危惧があります。そして、先ほど入札結果調書のところで千田委員がお聞きをしましたがけれども、支払い条件として、検査完了後一括払いというふうになっているんです。検査をきちっとしていないのに、一括して支払うということはあるんですかということと、最初の金額は幾らで、いつ支払ったんですか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほど千田委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、今回、1回目は検査不合格ということで取扱いをいたしまして、2回目の再印刷のものについて、2回目の検査合格というふうにしております。ですので、今回、1回目の印刷費については、郵送費が約236万円ほどで、委託費、これは事業者に払うべき金額で、98万7,000円ほどございますが、こちらについてはまだ支払っておりません。ですので、今回の御議決を経た上で、支払う予定となっております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 郵送費というのは、事業者が郵送するんじゃなくて、区が郵送するというのですか。これ最初のあれを見ますと、15日に委託契約した事業者が印刷封入、封かんの上、区に納品した。それを受けて区が郵送するという、そういう形になるんですか、本来の流れでいうと。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 郵送費につきましては、区から出しておりますが、郵送作業については、事業者のほうで行ってございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 いずれにしても、こういう不備なというか、欠損ですよ、不備というよりもね。

そういうものが送られていったという点では、さっきも千田委員が言いましたけれども、あり得ないことが起きているということです。やっぱり皆さん、これを受け取って、すごくびっくりした。こういうものを受け取ったということで、区のほうにもいろんな御意見が相当来ていたんだというふうに思うんですね。

それで、皆さんが今回のところで、これから再発防止策ということで、3項目書いてあります。しかし、再発防止の(2)のところで、担当者が契約制度や契約内容について熟知するとともに、事業者に対しても進捗状況の確認を徹底すると。契約内容を熟知というか、自分たちが作った仕様書に基づいて、ちゃんとそれができているかどうかという、それはもう当たり前前のことがちゃんとできていないということですし、3項目めの、契約期間中の校正業務、進捗確認等は、これは当然であって、担当者が単独で行わず、複数人で行うと。今回こういう形で再発防止について言っているんですが、先ほど千田委員が紹介したように、2年前の22年3月17日、このときに子ども医療費助成医療助成費支給決定通知書の誤送付というのがありました。本来なら、決定したものを郵送する、その通知書を封入していたときに、本来ならBさんに送るのをAさんのところに送ってしまった。そしてもう一回は、実はBさんところに送るものをCさん宛てに送っていたということに気が付かないで、受け取った人からそういうあれをいただいたということで、これももう報道がされている中身ですけども、そのときに再発防止策として、第1次、第2次チェック者のチェックリストへの記名や、管理職までの決裁を行うなどして、送付前のチェック体制を徹底するように指導しました。こういうふうに再発防止策を言っているんですよ。

その後、今年の3月20日ですよ、このときも文京区子ども応援臨時支援金、これは情報政策課も絡むことですけども、このときは、本事業の対象とならないお子さんの保護者様宛てに、文京区子ども応援臨時支援金のお知らせというのが127名分送られてしまったと。ここには、本事業の対象となる方のデータ抽出条件を誤り、またこのデータの正誤確認をすることなく発送したことによる。このような事案が二度と発生しないように、複数の職員による確認体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。このように言っていますよ。

そして、今年、直前ですよ、8月25日、これについても、児童手当の認定申請に係る個人情報漏えいですよ。個人情報の漏えいをここでやっているわけですよ。住所、氏名、生年月日、個人番号、口座状況、職業、勤務先、請求区分、配偶者の有無、加入している公的年金の種別。こういう情報まで漏えいをしているということで、これについても、皆さん、再発防止については書類発送時のチェック体制もさらに強化してまいります。そのように言っ

ていて、再発防止策はそのようにやりますと言っている、その8月25日ですよ。それなのに、今回9月15日ですよ。1か月もたたないうちに、このような事態が起きているという点では、本当にこういう繰り返しは認められないというふうに思うんですよ。先ほども千田委員が言っていたように、皆さんのお仕事、様々、今度、子どもの医療費が18歳まで延びましたから、そういう点では、対象の……。

○浅川委員長 すみません、そろそろ質問していただいていいですか。

○板倉委員 人数が拡大したという点では、そういうことも含めて、これからやっぱり人数が足りないということはないんですか。その辺はどういうふうにお考えですか。

○浅川委員長 質問、重なっていますけれども、先ほどと同じ質問になっていますね。

（「もう一回……」と言う人あり）

○浅川委員長 あ、そうですか。はい、すみません。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 繰り返しの答弁になりますけれども、職員の体制という部分で不足しているという認識はございません。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 このような事態が繰り返されている中で、やっぱり人数が足りないのではないかとこのように思って、こちらだけ責めてということではなくて、やっぱり全体の業務量が増えている中で、人数が足りないのではないかとこのことで、構造的なそういうものの中で、今回の事態が起きているというふうに言わざるを得ません。

○浅川委員長 ほかにございますか。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 1点だけです。先ほどの御説明で、仕様書と異なり、PDFデータで確認をされた。係長さんや課長さんということ、この問題自体、あつてはいけないミスだと思うんですが、1点、区の担当者も事業者側の担当者も仕様書と異なる認識がなかったというふうに御説明からうかがえるんですが、課長さんも係長さんもそういう認識がなかったということなんでしょうか。

○浅川委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 現場の係長も私本人も、本来、紙でチェックすべきものというのはいささか認識しているところではございますが、今回については、その認識が甘かったと言わざるを得ないというふうに考えてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。ということは、担当者が仕様書を理解していたか、そのチェックを怠っていたということだと思いますので、現場の職員というよりは、上長の責任があるんじゃないかと思ひまして、で、再発防止の3項目の中に、係全体でとか、担当者がとかというふうに書いてあるんですけども、基本的には課の認識を、つまり課長さんや係長さんたち全体の認識をまず改めるべきだと思いますので、今後、御配慮いただければと思います。

○浅川委員長 よろしいですか、はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第79号ですけれども、今回のような、本区、また業者が起こした単純ミスが二度と起こらないよう、再発防止の徹底に努めるよう強く要望しまして、自民党、議案第79号、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第79号、文京区の職員の皆さんが頑張っている中で、とても残念な案件になってしまったなと思っております。それとともに、多くの区民の皆様にも御迷惑をお掛けしたというのも事実でもございますし、今後、しっかりこの再発防止を含めて取り組んでいただければと思います。意見を付して、議案第79号、賛成をいたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の件は、封書が送られてきた区民の皆さんも混乱しましたし、無駄な経費もかかりまして、本当に残念なミスであったと思います。仕様書に準じた確認作業が行われているかどうか、チェックシートなども用いて、複数人で確認を徹底していくことも必要かと思ひます。再発防止の徹底をお願いしまして、議案第79号、賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 今後はこのような件が起きないように、連携作業を含む業務における細かい部分、ダブルチェックなどの確認の徹底、そして再発防止を改めて要望することをしまして、第79号、維新文京は賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 やはり今回、確認が現物のものできちっと確認をしていなかったという、そのところがちゃんと仕様書に基づいた形でやれていなかったということが大問題だというふう

に思います。

入札には、5社が参加していて、この事業者が一番安いということで、これは単価ですから、全体の金額が見えてきませんが、60円という一番高いところと、ここの事業者は26円ということで落札をしているわけですが、そういう点では、一番低い価格で発注したとしても、このような事態が起きれば、倍の負担をしなければならないということになるわけですから、そういう点では、本当に皆さんのところが心してやらなければならないということと、やはり印刷・製本のまち文京区と言われているわけですから、そういう点では、やはり区内事業者を支援していく、区内事業者育成のためにも、こうした仕事はやはり区内の事業者が発注するというのを、私は強く求めていくと同時に、こうした事態が繰り返されているということは許されないということで、区への信頼というものが失われてしまう状況を皆さんがつくっているということですから、そういう点についても、本当に強くこのことについては、言わざるを得ません。

しかしながら、区と事業者と和解ということですから、区と事業者との関係については、そこで一応決着というか、そういう点では致し方ないということです。区民との関係でいうと、先ほど千田委員が言っていたように、きちっと区民に謝罪をするべきだというふうに思いますから、そういったこともやっていただきたいということも含めて、これは賛成をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど申し上げましたとおり、特に再発防止ですね、これは現場の担当者のせいにしないで、課全体で、要は職場風土の確認を含めて、しっかり見直しをいただきたいという意見を添えまして、第79号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第79号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

続きまして、議案第80号、和解及び損害賠償額の決定について。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

新名教育推進部長。

○新名教育推進部長 ただいま議題とされました、議案第80号、和解及び損害賠償額の決定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の47ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございま

す。

賠償の理由及び和解の内容は、令和3年11月5日、文京区立指ヶ谷小学校において、相手方が受付窓口業務の従事中に椅子に座っていたところ、本校児童が膝の上に乗ろうとしたことでバランスを崩して転倒し、脊髄を損傷する等の損害を受けたため、入通院治療費、入通院医療費、後遺障害医療費等を区が支払うものでございます。

賠償金額は、金2,268万2,803円でございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 今回は、損害賠償ということで、議会の議決が必要ということで、こういう形になったと思うんですけども、中身的にはちょっと微妙なところがあるので、ちょっとお聞きをする点ではあれなんですけど、この方は、学校で窓口業務ということですから、シルバー人材センターに登録をされていて、お仕事をされている方ということですのでよろしいですね。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 この業務につきましては、文京区立小学校の窓口業務委託ということで、文京区シルバー人材センターに委託により行ったものでございます。ですので、このシルバー人材センターに登録されている方がこの学校で従事されたというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 そして、けがのほうは、脊髄を損傷するという、大けがというふうに受け止めますよね。パラスポーツをやっている選手の多くがやっぱり脊髄損傷というふうに言われていて、すごく重傷な方もいらっしゃるんですけども、脊髄損傷といったときに、いろんな段階があるんですけども、どのような症状って、お聞きをしていいのかどうか、歩行できるような状況なのか、そうじゃないようなすごく重いというか、脊髄損傷にはいろんな判定の何かあれがあるようなんですけども、その辺でどのレベルというふうに言われているのかは、分かりますか。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 医学的などところでの詳細というところでは、ちょっと難しいんですけども、症状の面からお話をいたしますと、一定期間は寝たきり状態にあったというところですね。その後、1年以上たって、その後については、例えば壁に触りながら立ち上がったたり歩いたりすることができるというようなところですか、あるいは歩行器を使って一定距離を

歩くことができると、そういったところまでは回復しているというふうに聞いております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 もうこれ以上は、なんですが、今回、賠償金額が2,268万2,803円ということなんですけれども、シルバー人材センターに登録しているということは、これからも働きたいという意思をお持ちでいらっしゃると思うんですね。そうなってくると、逸失利益ということもその中に当然入ってくるんだというふうに思うんですけれども、この和解の内容の中の、入院治療費、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料等というふうになっているんですが、その辺の内訳というのは出していただけるものなんでしょうか。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 ある程度まとめてお話をいたしますと、治療費などの医療に関わった部分でおよそ100万円、装具代ですとか、あと訪問介護サービスなどを利用した介護に関わる部分でおよそ85万円、また入通院に関する部分、それと後遺障害に係る慰謝料として、合わせて1,130万円、また休業損害、それと逸失利益を合わせまして、おおよそ950万円、そういった内訳になってございます。

○浅川委員長 よろしいですか。ほかに御質問のある方。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 私も1点だけです。

先ほど話で、シルバー人材センターの方ということだったんですが、受付の窓口というのは、校庭開放のこどもひろばのことなんですかね。その場合、学校によっては、保護者のボランティアで運営していたりする例もあると思うんですけれども、そのあたりの各校の状況とか、お聞かせいただければと思います。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 こちらの委託につきましては、通常の小学校にいらした方への窓口の業務委託ということで、こどもひろばではないものになっております。学校によっては、こちらのほうで会計年度任用職員を雇用して対応したりといったところで、なかなか人材不足というところもあって、徐々に様々な業務について委託を進めているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 失礼しました。ただ、受付といっても、子どもが実際に関わる場なので、ある程度の専門性があると思うんですね。この方は、子どもの扱いに慣れている方だったんでしょうか。

○浅川委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 仕様書の中で、様々な、行っていただく業務の内容を示した上で、その上でシルバー人材センターのほうから派遣をしていただいていますし、従事に当たっては、学校のほうからも児童等との接触などについてもお話をした上で、そういった接し方等についても仕様書に沿って対応していただいたというようなところでございます。

また、子育て経験があるですとか、そういったところでの子どもに対する対応というものが、この方の場合もしっかりとできていたということもあって、そういうようなことが逆に背景となって、今回の事故につながったのかなというふうには考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。慣れている方で、それでもということなので、今回、仕方ないのかもしれないんですが、私のよく聞くお話だと、シルバーの方も学校にいらしている方だと、結構、気を遣うとおっしゃるんですよね。事故とかなかったとしても、子どもに対して気を遣うし、保護者の対応もやっぱり気を遣うと。特に、そもそも子育ての常識がもう違ってしまっていたり、世代間の価値観が違ったりとかするので、できるんだったら、先ほどやっぱり人材確保は難しいとおっしゃったんですけれども、同世代の方であったり、保護者であったり、OBであったり、若い学生とかのスタッフを育てていくという側に、本来は舵を切っていただきたいと思ひまして、そのためには、やっぱり処遇の問題があると思ひますので、このあたりは、これを機にぜひ見直しを検討いただければと思ひます。

以上です。

○浅川委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いします。

日本共産党さん。

○板倉委員 こういう形で和解をされたということですから、これ以上この方が症状が悪くならないことを願ひながら、賛成をいたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 今回、この脊髄損傷され、後遺症も残っているという相手方の方が、この条件での和解をされたということ。また、今後このような事故が起きないように予防策を実施していただきたいということも要望しまして、第80号、賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の件は、当該の児童もショックだったのではないかなというふうに思ひます。

日頃から、例えば教員から児童へ、御高齢の方への接し方について指導してもらうだとか、シルバーさんにとって安心・安全な労働環境を提供できるように努めていただくのと、あと、負傷された当該のシルバーさんに対しては、引き続き真摯な対応をお願いしたいと思います。和解ということですので、議案第80号、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第80号、相手方の方にお見舞いを申し上げ、賛成をいたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第80号ですけれども、被害に遭われた方、本当、心よりお見舞い申し上げて、議案第80号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 先ほど申し上げたとおりの意見です。同じようなことが起きないように、ぜひ根本的な体制、在り方も見直していただければと思います。議案第80号、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第80号の審査結果を報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告について。

文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、以上で文教委員会を閉会とさせていただきます。

午後 4時58分 閉会